

# 公益社団法人北上青年会議所定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会議所は、公益社団法人北上青年会議所(英文名 Junior Chamber International Kitakami)と称する。

(事務所)

第2条 本会議所は、主たる事務所を岩手県北上市に置く。

(目的)

第3条 本会議所は、次に掲げる事項をその目的とする。

- (1) 地域社会の正しい発展と地域住民の福祉向上のための諸問題の研究及び実施を図り、これらの活動を通じて会員相互の理解を深めるとともに自己の研鑽に努め、もって社会と人間の開発に資すること。
- (2) 公益社団法人日本青年会議所及び国際青年会議所の機構を通じ、また関係諸団体との連携のもとに、国家的・国際的理解及び親善を深め、日本と世界の繁栄と平和に寄与すること。

(運営の原則)

第4条 本会議所は、特定の個人又は法人、その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

2 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

3 本会議所は、剰余金の分配を行わない。

(目的事業)

第5条 本会議所は、その目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業。
  - (2) 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業。
  - (3) 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業。
  - (4) 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業。
  - (5) 地域社会の健全な発展を目的とする事業。
  - (6) 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業。
  - (7) 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力並びに国際社会への貢献を目的とする事業。
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、本会議所の公益目的の達成に必要な事業。
- 2 前項に定めるほか、公益目的事業の推進に資するため必要に応じ次の事業を行う。
- (1) 指導力啓発の知識及び教養の習得と向上並びに能力の開発を促進する事業。
  - (2) 国際青年会議所及び日本青年会議所との連携に基づく事業。
  - (3) その他、本会議所の目的を達成するために必要な事業。
- 3 前2項の事業については、岩手県において行うものとする。

(事業年度)

第6条 本会議所の事業年度は、毎年12月16日に始まり翌年12月15日に終わる。

## 第2章 会員

(会員の種別)

第7条 本会議所の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員

北上市及びその周辺の地域に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者をいう。ただし、事業年度中に40歳に達した場合は、

その年度の終了まで正会員としての資格を有する。

(2) 特別会員

満 40 歳に達した年の事業年度末まで正会員であった者がその資格を有する。

(3) 賛助会員

本会議所の目的に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人、法人又は団体で、理事会で承認されたものをいう。

- 2 40 歳に達する年の事業年度に理事長であった者は、理事長の任期が満了した年の翌年 1 月に開催される通常総会の終結のときまで正会員としての資格を有する。

(入会)

第 8 条 本会議所の会員となろうとするものは、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 他の青年会議所の正会員であるものは、本会議所の正会員となることができない。
- 3 このほか入会に関する事項は、規則に定める。

(会員の権利)

第 9 条 会員は、本定款に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

(会員の義務)

第 10 条 会員は、法令に定めるもののほか定款その他の規則を遵守し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

- 2 事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び特別会員は、入会に際し総会において定める額の入会金を納入しなければならない。
- 3 事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び賛助会員は、総会において定める額の会費を納入しなければならない。
- 4 入会金及び会費の納入期限等、その他必要な事項は規則に定める。

(退会)

第 11 条 会員が本会議所を退会しようとするときは、その年度の会費を納入し、退会届けを理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長はその退会の旨を理事会に報告しなければならない。

(資格の喪失)

第 12 条 会員が次の各号の一に該当するときはその資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 事業年度の終了する日までに会費を納入しないとき。
- (6) 総正会員が同意したとき。(正会員を対象としたときに限る。)

(除名)

第 13 条 正会員が次の各号の一に該当するときは、総会において、総正会員の半数以上であって総正会員の 3 分の 2 以上の議決を得て、その正会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
  - (2) 本会議所の名誉を毀損し、又は本会の目的遂行に反する行為をしたとき。
  - (3) 本会議所の秩序を著しく乱す行為をしたとき。
  - (4) その他除名すべき正当な理由があるとき。
- 2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その会員に総会の 1 週間前までに、理由を付して除名をする旨の通知をし、除名の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。
  - 3 特別会員又は賛助会員が第 1 項各号の一つに該当するときは、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。
  - 4 除名が議決されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 14 条 会員が第 12 条の規定によりその資格を喪失したときは、本会議所に対する会員としての権利を失い、

義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 本会議所の会員は、その資格を喪失しても、既納の入会金、会費の返還その他いかなる請求をもすることができない。

(休会)

第 15 条 正会員がやむを得ない事由により長期間各種会議、行事に出席できないときは、理事会の承認を得て、休会することができる。

- 2 休会中は会費を半額免除する。

---

## 第 3 章 役員

(役員)

第 16 条 本会議所に次の役員を置く。

- (1) 理事 10 名以上 30 名以内
- (2) 監事 2 名以上 4 名以内

(選任等)

第 17 条 理事及び監事は、総会の決議においてこれを選任する。

- 2 理事及び監事は、本会議所の正会員のうちから選任しなければならない。
- 3 理事のうち 1 名を理事長、1 名を専務理事とし、1 名以上 6 名以内を副理事長とする。
- 4 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。理事長、副理事長及び専務理事を選定する場合において、総会の決議により理事長候補者、副理事長候補者及び専務理事候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。
- 5 監事は、本会議所の理事もしくは、室・会議・特別委員会・委員会の構成員を兼任することができない。
- 6 本会議所の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 7 本会議所の監事には、本会議所の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会議所の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 8 その他役員を選任に関して必要な事項は、規則に定める。

(理事の職務権限)

第 18 条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 理事長は、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、本会議所を代表し、職務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長の職務の執行を補佐する。
- 4 専務理事は、一般社団・財団法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事として、理事長の業務の執行を補佐し、事務局を管理して本会議所の常務を処理する。
- 5 理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第 19 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、または本会議所の職務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

第 20 条 理事の任期は、選任された年の翌年の 1 月に開催される定時総会の終結の時に就任し、就任した年の翌年の 1 月に開催される定時総会の終結の時に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。
- 3 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期が満了する時までとする。
- 5 監事は、辞任又は任期満了の場合においても後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(辞任及び解任)

第 21 条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

- 2 役員は、総会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会において総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

(直前理事長等)

第 22 条 本会議所に、1 名の直前理事長及び 3 名以内の顧問(以下「直前理事長等」という)を置くことができる。

- 2 直前理事長は、前事業年度理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、職務について必要な助言を行う。
- 3 顧問は、理事長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。
- 4 顧問は理事会の決議によって選任する。
- 5 直前理事長等の任期、辞任及び解任は第 20 条及び第 21 条の規定を準用する。

(報酬等)

第 23 条 役員及び直前理事長等は無報酬とする。

(取引の制限)

第 24 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会議所の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする本会議所との取引
  - (3) 本会議所がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会議所とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
  - 3 前 2 項の取扱いについては規則に定めるものとする。

(責任の免除)

第 25 条 本会議所は、一般社団・財団法人法第 111 条第 1 項に規定する損害賠償責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その他役員等の職務執行の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、法令に定める最低責任限度額を控除して得に額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

---

## 第 4 章 総会

(種類)

第 26 条 本会議所の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種類とする。

- 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(構成)

第 27 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第 28 条 総会は次の各号を議決する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事長候補者、副理事長候補者及び専務理事候補者の選出
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにその附属書類、財産目録の承認
- (5) 事業報告及び事業報告の附属明細書の承認
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 次に掲げる規則の制定、変更及び廃止
  1. 会員資格規則
  2. 特定資産等管理規則
- (8) 特定資産の運用及び処分の承認
- (9) 本会議所の解散及び残余財産の処分方法

- (10) 会員の除名
- (11) 合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
- (12) 前各号に定めるほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(開催)

- 第 29 条 通常総会は、毎年 1 月及び 8 月に開催する。1 月に開催する通常総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
    - (1) 理事会が決議したとき。
    - (2) 議決権の 5 分の 1 以上を有する正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事会にあったとき。

(招集)

- 第 30 条 総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。
- 2 理事長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
  - 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により、開催日の 1 週間前までに正会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面により議決権を行使することができることとするときは、2 週間前までに通知しなければならない。
  - 4 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の发出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(議長)

- 第 31 条 総会の議長は、理事長若しくは正会員のうち理事長の指名した者がこれにあたる。ただし、第 29 条第 2 項第 2 号の規定に基づき臨時総会を開催した場合は、出席正会員のうちからこれを選出する。

(定足数)

- 第 32 条 総会は、総正会員の過半数の出席をもって成立する。

(議決)

- 第 33 条 総会の議事は、一般社団・財団法人法第 49 条第 2 項及び本定款に特に規定するものを除き、出席した正会員の有する議決権の過半数の同意でこれを決する。
- 2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 16 条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定款の枠に達するまでのものを選任する。

(議決権の代理行使等)

- 第 34 条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において前 2 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議決権)

- 第 35 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(議事録)

- 第 36 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及び議長が指名した正会員 2 名が署名押印しなければならない。

---

## 第 5 章 理事会

(構成)

- 第 37 条 本会議所に理事会を置く。
- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第 38 条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。
- (1) 理事長及び専務理事の選定及び解職
  - (2) 事業計画及び収支予算の承認
  - (3) 総会で決議する以外の規則の制定、変更及び廃止に関する事項
  - (4) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき決定
  - (5) 前各号に定めるもののほか本会議所の業務執行の決定
  - (6) 理事の職務の執行の監督
- 2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会議所の職務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
  - (6) 第 25 条の責任の免除
- 3 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
- 4 直前理事長等は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(種類及び開催)

- 第 39 条 理事会は定例理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。
- 2 定例理事会は原則として毎月 1 回開催する。
  - 3 臨時理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
    - (1) 理事長が必要と認めたとき
    - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
    - (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
    - (4) 監事から理事長に招集の請求があったとき
    - (5) 理事長が欠け又は理事長に事故があり、各理事が理事会を招集したとき

(招集)

- 第 40 条 理事会は理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第 3 項第 2 号の請求があった日から 2 週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
  - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項記載した書面をもって、開催日の 5 日前までに各理事、各監事及び直前理事長等に対し通知しなければならない。
  - 4 前項の規定にかかわらず、各理事及び各監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

- 第 41 条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長の指名した者がこれにあたる。ただし、理事長を選任する場合に限り、理事の互選とする。

(定足数)

- 第 42 条 理事会は、議決に加わることのできる理事の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

- 第 43 条 理事会の決議は、本定款に別段に定めがあるもののほか、出席した理事の過半数をもって決する。
- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(報告の省略)

- 第 44 条 理事及び監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第 18 条第 5 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

- 第 45 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは出席した理事長及び監事は、これに署名押印しなければならない。

(常任理事会)

- 第 46 条 理事会に提出する議案を協議し、又は理事会から委託された事項を協議するため、常任理事会を置くことができる。
- 2 前項に関して必要な事項は、規則に定める。

---

## 第 6 章 例会及び委員会

(例会)

- 第 47 条 本会議所は、原則として毎月 1 回以上例会を開催する。
- 2 例会の運営については、理事会の議決により定める。

(委員会)

- 第 48 条 本会議所は、目的達成に必要な事項を調査、研究若しくは審議又は実施のために委員会を置く。
- 2 委員会は、委員長、副委員長、及び委員をもって構成する。
  - 3 委員長及び副委員長は、正会員のうちから理事長が理事会の承認を得て任命する。
  - 4 その他委員会に関して必要な事項は規則に定める。

(室、会議、特別委員会)

- 第 49 条 本会議所は事業を円滑に進めるために、室、会議、特別委員会を置くことができる。
- 2 前項に関して必要な事項は、規則に定める。

---

## 第 7 章 資産及び会計

(財産の管理・運用)

- 第 50 条 本会議所の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は規則に定めるところによる。

(会計原則並びに区分)

- 第 51 条 本会議所の会計は、法令に従い一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(事業計画及び収支予算)

- 第 52 条 本会議所の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の前日までに理事長が作成し、理事会の議決を得て総会へ報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出するとともに、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第 53 条 本会議所の事業報告及び決算については毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し監事の監査を受け、理事会の承認を経て、1 月に開催される通常総会において承認を得るものとする。
- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか役員名簿、会員名簿、役員の報酬等の支給の基準を記載した書類、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類、監査報告については主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - 3 本会議所は、第 1 項の通常総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 54 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産額を算定し、前条第 2 項の運営組織及び事業活動の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類に記載するものとする。

---

## 第 8 章 管理

(事務局)

第 55 条 本会議所の事務を処理するため、事務局を設置する。  
2 事務局には所要の職員を置くことができる。  
3 事務局長は理事長が理事会の承認を得て任命し、その他の職員は理事長が任命する。  
4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、規則に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 56 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えて置かなければならない。  
(1) 定款及び規則  
(2) 会員名簿  
(3) 理事及び監事の名簿  
(4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類  
(5) 理事会及び総会の議事に関する書類  
(6) 財産目録  
(7) 役員等の報酬規定  
(8) 事業計画書及び収支予算書  
(9) 事業報告書、貸借対照表及び損益計算書  
(10) 監査報告書  
(11) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する重要なものを記載した書類  
(12) その他法令で定める帳簿及び書類  
2 前項各号の書類等の保存期間及び閲覧については規則に定める。

---

## 第 9 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第 57 条 本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。  
2 情報公開に関する必要な事項は、規則に定める。

(個人情報の保護)

第 58 条 本会議所は、職務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。  
2 個人情報の保護に関する必要な事項は、規則に定める。

(公告)

第 59 条 本会議所の公告は、電子公告による。  
2 やむを得ない理由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

---

## 第 10 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 60 条 この定款は、総会において総正会員の 3 分の 2 以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第 61 条 本会議所は、総会において総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 62 条 本会議所は一般社団・財団法人法第 148 条第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、総会において総正会員の議決権の 4 分の 3 以上の議決により解散することができる。

- きる。
- 2 本会議所の解散に際しては、清算人を総会において選任することとする。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 63 条 本会議所が公益認定の取り消しの処分を受けた場合、または合併により消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から一ヶ月以内に、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 64 条 本会議所が解散により清算するとき有する残余財産は総会の議決を経て、国もしくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(解散後の会費の徴収)

第 65 条 本会議所は、法令で定める場合を除き、解散後においても清算完了の日までは、総会の議決を経てその債務を弁済するに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

---

## 第 11 章 補則

(委任)

第 66 条 本定款に定めるもののほか、本会議所の運営に必要な事項は、理事会の決議により、規則に定める。

附則

- 1 本定款は、一般社団法人及び・財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は田鎖智也とし、専務理事は柴田直樹とする。
- 3 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。